

平成24年度三重県教育改革推進会議第4回第1部会 事項書

日時：平成25年1月9日（水）

9：00～12：00

場所：プラザ洞津「孔雀の間」

1 部会長挨拶

2 審議事項

テーマ：「教員の資質の向上」について

(1) 「第1部会の審議のまとめ（案）」について

(2) その他

3 連絡事項

「第1部会の審議のまとめ(案)」について

1 審議テーマについて

平成24年度、三重県教育改革推進会議第1部会は、三重県教育委員会から、「教員の資質の向上」について審議することを求められました。

三重県教育委員会から示されたテーマの選定理由は、「三重県教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）に謳われた学校教育の充実・発展のためには、子どもたちと直接接する教員の果たすべき役割がきわめて大きく、教員の資質向上が求められる。このことから、教員の資質向上に係るビジョンの施策の『主な取組内容』を、より実効性のあるものにする必要がある」というものでした。当部会はこれに応じ、4回にわたり審議を行いました。

このテーマの内容は、大きく「養成」「採用」「研修・人材育成」の3つの柱からなります。この柱立てにより審議を進めましたが、第1回・第2回の審議の中で出された意見の大半は「研修・人材育成」に係るものであり、「教員一人ひとりの『授業力の向上』が現場で起こるさまざまな課題への対応力の向上にもつながる」という意見が出されました。これを踏まえ、三重県教育委員会から、まずは教員の「授業力の向上」という観点に絞って審議されたいとの提案があり、その方向で進めることとしました。

2 審議の概要について

部会で出された主な意見は、

- 学校現場は忙しいことから、育てる文化が薄れ、組織的な取組が減っている。
- 研修を受けるべき人が受けられる仕組みが必要である。
- 研修に行くこと自体が教員を多忙にしている。
- すばらしい研修制度があるが、研修で学んだことを実践でどうかすかが大事である。
- 管理職のマネジメントにより、各年代の教員が交流し学び合う組織になるのではないか。

- 今後見込まれる大量退職に係る対策を行う必要がある。
- 資質向上には教員以外の体験を持つことが必要である。
- よい授業ができる教師は、生徒指導等他の面においても、適切な対応ができる。
- 研修の面での大学等教員養成機関との連携の強化が必要である。

などの意見が出されました。これらの意見を踏まえて、具体的方策の審議を行いました。

3 教員に求められる資質について

ビジョンは「教員には、その責務を自覚し、たゆみない研鑽に努め、指導力・人間性を磨き、子どもたちに手本を示すことが求められている」として、教員の資質向上の重要性を謳っています。また、教員に求める資質としては、「教育に対する情熱と使命感」、「専門的知識・技能に基づく課題解決能力」、「自立した社会人としての豊かな人間性」という資質を求め、さらに、学習者本位の教育のさらなる充実のため、「子どもたちの目線に立って考えることのできる力」という観点も、人材育成のポイントとして重要であるとしています。

これらを踏まえ、子どもたちの学力や学ぶ意欲の向上に向けて、知識や技能を活用する学習活動、課題探究型の学習、協同的な学び等、子どもたちの新たな学びを保障するため、教員の授業力の向上を図る必要があると考えます。

4 現状と課題

テーマ「教員の資質の向上（授業力の向上）」に係る具体的方策について審議するにあたり、ビジョンの「主な取組内容」の項目をもとに整理し、共有した「現状と課題」は次のとおりです。

(1) 学校組織・管理職関係

- ① 今後10年間に、多数の経験豊かな教員が退職する。
- ② 多忙化等により、教員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れ、組織が一体となった取組が減少している。
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果から、本県では、授業研究を

伴う校内研修の実施回数が多いが、調査結果を利用して具体的な教育指導の改善にいかす取組に課題があることが明らかになっている。また、校長が、校内の授業を見て回る回数が少ない。

- ④ 校長のマネジメント力向上により、働きやすく風通しのよい職場を実現する必要がある。
- ⑤ 学校経営品質向上活動の推進による教員の意欲の向上が必要である。
- ⑥ 管理職が中心となってOJTを推進する必要がある。
- ⑦ チャレンジ精神を生むためのゆとりも必要である。

(2) 教員個人の資質向上関係

- ① 社会の変化に伴い、教員に求められる資質・能力の幅が拡大している。
- ② 多忙化等により、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなっている。
- ③ 研修のあり方について、「どこで」「誰が」「誰に対して」など、現状を踏まえた見直しが必要である。
- ④ 授業研究等を通じた基本的な力量の充実と、それを教員間で共有する環境の整備が必要である。
- ⑤ 現場でのさまざまな事象や課題に的確に対応する力を養う必要がある。
- ⑥ 研修の成果が現場でいかされるためには、研修を受けた教員がその後の取組にいかしたことを確認し、その結果を次の研修内容の改善につなげる仕組みが必要である。
- ⑦ 多様な事象への対応や、キャリア教育の推進のためには、広く社会を知る必要があり、社会体験研修を充実することが必要である。

(3) その他

- ① 県教育委員会と市町等教育委員会とがより適切に役割分担・連携を行い、研修を効果的に実施する必要がある。
- ② 国や県教育委員会が進めている新たな方策である教員免許状更新講習や教職員育成支援システム(試行)と連動して、教員の資質の向上を図る必要がある。
- ③ 教員の資質の向上にあたっては、県教育委員会が施策上の目

標を立てたうえで、それを進めていく視点から、研修等のあり方をしっかりと位置づける必要がある。

- ④ 県教育委員会と大学等教員養成機関とは、養成のみならず、研修の面でも、一層強く連携する必要がある。

5 授業力の向上を図るための基本的な考え方について

子どもたちの主体的に学び行動する意欲を育てるため、教員が「わかる授業」「楽しい授業」を創造できるよう、「授業力の向上」を図る必要があります。

また、学校現場で時間的余裕が少なくなっている現状を踏まえ、教員が子どもたちとふれあう時間を確保しつつ自らの資質向上に取り組めるようにするため、できるだけ学校もしくは学校に近い場所で研修等が進められるようにする必要があります。

そのためには、県総合教育センター等での集合型研修中心から学校・地域での研修の重視へと転換するとともに、OJTの活性化や校内研修体制の確立に向けた学校支援を充実することが重要です。

基本的な考え方の要点

- 「わかる授業」「楽しい授業」を創造できるよう、授業力の向上を図る。
- 県総合教育センター等での集合型研修中心から、学校・地域での研修の重視へと転換を図る。
- OJTの活性化、校内研修体制の確立に向けた学校支援の充実を図る。

6 重点的な取組事項

上記の「現状と課題」及び「基本的な考え方」を踏まえ、事務局から提示された「具体的方策のイメージ」をもとに審議を行い、今後重点的に取り組む「具体的方策」を以下のとおりまとめました。

(1) 学校における「わかる授業」「楽しい授業」を創造する授業力の向上

《具体的方策》

授業力の向上を図るため、新しい学習指導要領の趣旨・内容を授業に適切に反映するなどの学校における取組を推進・支援する。

① 新学習指導要領に即した授業改善モデル（実効的な指導案・効果的な教材）の開発及び活用促進（小中学校）

新しい学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、教科毎に授業改善モデルの開発を行う。このモデルが学校において有効に活用されるよう、実践推進校における授業の公開や研修会の開催等を通じて県内に普及・啓発し、教員の指導力の向上を図る。

※実践推進校

全国学力・学習状況調査を活用した授業改善の取組を進めるモデル校。平成24年度は98校。

② 指導主事・学力向上アドバイザー・授業改善アドバイザー等の学校訪問体制の充実（小中学校）

学校からの訪問要請のねらいに的確に応じられるよう、県教育委員会の指導主事、学力向上アドバイザー、授業改善アドバイザーの派遣体制を充実する。これらの派遣を通じて、新学習指導要領の趣旨・内容や①による授業改善モデルの普及・啓発、全国学力・学習状況調査結果の分析を踏まえた授業改善への支援を効果的に行う。

※指導主事

新学習指導要領の趣旨・内容を踏まえた指導・助言等を行う。

学力向上アドバイザー

実践推進校に対する組織的・継続的な授業改善のための指導・助言等を行う。

授業改善アドバイザー

実践推進校の取組成果の普及・啓発等を行う。

③ 高等学校教育の特性を踏まえた支援

学校ごとに課題が大きく異なる高等学校では、その特性に応じ、学校現場を中心に、基礎的な学力の定着、発展的な学力の育成、職業教育の充実に係る指導力の向上を図る。

ア) 基礎的な学力の確実な定着

義務教育段階の学力の確実な定着を含めた基礎的な学力の定着・向上を目的に、このことに係る各高等学校の実態を確実に把握する。これをもとに課題を明確化し、課題解決のための分析を行うとともに、効果的な指導方法を研究する。

イ) 発展的な学力育成への支援

発展的な学力育成に取り組む高等学校を対象に、教育課程の工夫改善、効果的な課外学習のあり方等について、県教育委員会が適切に支援する。また、関係する学校間の連携を深め、生徒の進路実現のための指導力を強化する。さらに、理数教育や英語教育にかかわる教員の指導力向上を図る。

ウ) 職業教育の充実

農業・工業・商業等の専門学科において、学科ごとの専門性が高い高等学校教育の特色を踏まえ、県教育委員会の指導主事等による学校現場への直接支援の充実を図る。また、生徒がより高度な技術の習得と難易度の高い資格取得ができるよう、高度な専門性を持った教員の育成を目的に、大学や研究機関・企業等と連携した教員研修等を実施する。

(2) 校長によるOJTの活性化・校内研修体制の確立

授業力向上に向けて、管理職のマネジメント力向上により学校におけるOJT機能を強化するとともに、授業研究を中心とした校内研修体制の確立を図る。

① 授業力の向上等を組織的に推進するための新任管理職研修の改善

ア) マネジメント力向上をテーマとした新任校長研修の改善・充実

学校のトップリーダーとしての校長のマネジメント力向上のため、管理職に求められる学校経営力・人材育成力向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の指導力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施する。

イ) 実務力・対応力向上をテーマとした新任教頭研修の改善・充実

学校のサブリーダーとしての教頭の実務力・対応力向上のため、管理職に求められる外部交渉力・識見の向上等の視点から、研修プログラムを改善する。新たに学校評価、教員の授業力向上、いじめ防止等の内容を含めて実施するとともに、コミュニケーション力向上を目指してコーチング研修を必修とする。

② 授業力向上に向けた校内研修活性化のためのマネジメント研修の実施

授業力向上に向けた校内研修が活発に行われるよう、このための校長のマネジメント力向上を目的に、上記(1)①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。推進校での公開授業研究会を実施し、その成果を地域・中学校区に普及する。

③ 校長等との面談による的確な教員育成

教職員の能力開発と人材育成を図り、学校組織の活性化や教育力を向上させることを目的として「教職員育成支援システム」を試行している。このシステムにおける面談の場等を活用し、校長等から教員に対し、一人ひとりの強みと弱みに応じて、授業力向上のための研修や自己研鑽に取り組む意識の向上に向け、積極的な助言を行う。

(3) 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援の充実

教員一人ひとりが「わかる授業」「楽しい授業」が創造できるよう、授業力の向上の視点から、初任者研修等の悉皆研修の体系を見直し研修効果を高めるとともに、指導に不安や課題がある教員に対する支援体制を整える。

①若手教員の授業力向上に向けた研修の体系化

ア) 基礎的能力向上をテーマとした初任者研修の改善・充実

初任者が、子どもたちと向き合う時間を確保しつつ、授業実践の基礎的能力を向上できるよう、初任者研修の実施方法を、現行の校外研修25日間と校内研修300時間から、校外研修を1年目20日間以内と2年目4日間に分けて実施する。授業力向上の視点を重視して研修の質の向上を図るとともに、2年目については、社会体験研修を必修として実施する。

イ) 授業力向上をテーマとした教職経験5年研修の改善・充実

授業力向上の視点をより重視し、5日間の研修のうち、4日間を学校における授業実践研修として実施する。

ウ) 専門性とリーダーとしての資質向上をテーマとした教職経験10年研修の改善・充実

教科指導等の専門性や若手教員に対する指導力向上の視点をより重視し、校外研修10日間と校内研修15日間を実施する。このうち校外研修については、広く社会を知り視野を広げること等を目的に、2日間の社会体験研修を必修とする。また、校内研修15日については、県総合教育センターにおける研修講座か、県教育委員会と市町等教育委員会が連携して県内の各地域で実施するブロック別研修講座を受講することで、代えることができることとする。

②学校における授業実践研修のより効果的な実施

授業実践研修では、教職経験の異なる教員（初任者、5年・10年経験者）が教科別の班を構成し、授業公開及び事

後協議を行い、相互に学び合う取組を行っている。今後、課題や対象者からの要望等を検証して研修内容を改善するとともに、県総合教育センターの研修主事等による助言を充実し、より一層授業力向上につながるよう、効果的に実施する。

③ 指導に不安や課題がある教員に対するフォローアップ研修の実施

経験年数が十分でないなど指導に不安や課題がある教員に対して、学習指導等に関して、5日間の集合研修と各学期2回程度の所属校における授業実践研修を実施する。

○ 若手教員の育成のイメージ

初任者研修 → 教職2年目研修 → 教職経験5年研修 → 教職経験10年研修

・ 校外 20日以内
・ 校内 300時間

初任研修の校外研修を社会体験として実施

校外研修5日のうち、4日を授業実践研修として実施

校外研修10日のうち、2日を社会体験研修として実施

← 指導に不安や課題のある教員に対するフォローアップ研修 →

(4) 中堅・中核教員の育成

今後10年間に、多くの経験豊かな教員の退職が見込まれることから、中堅・中核教員が教科等の専門性向上に加えて、企画立案力や後進を指導する力を身に付け、授業研究を中心とした校内研修等が活性化するよう、育成の仕組の充実を図る。

① 学校・地域での教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施

学校現場もしくは学校に近い場において教員を育成する主旨から、現在県総合教育センターで実施している教科等研修、

今日的教育課題対応研修について、市町等教育委員会と役割分担や連携を行い、学校や各地域で実施する。また、研修内容について、教育施策との関連や各地域の抱える課題に対応したものとなるよう、精査を行う。

※今日的教育課題対応研修

特別支援教育、キャリア教育、外国人児童生徒教育にかかる研修

② 教員免許状更新講習の機会の活用

教員免許状は取得後10年ごとに更新が必要となっており、更新に際しては、教員一人ひとりに、必修12時間以上（教育の最新事情）、選択18時間以上の講習の受講が義務づけられている。この更新講習の機会を活用し、総合的な資質能力・指導力の形成が図られるよう、講習内容の充実について、県教育委員会から実施機関である関係大学に対して働きかけを行う。

③ 校内研修の活性化のための授業研究担当者の育成

学校で授業研究を中心とした校内研修を企画運営できる教員を育成するため、上記（1）①の実践推進校を主な対象として指定し、学校での実践と組み合わせた研修を実施する。

④ 円滑な学校運営体制の確保

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭を配置することについて、検討する。

※主幹教諭

校長及び教頭を助け、校務の一部を整理し教育をつかさどる。

指導教諭

教育をつかさどり、教諭等に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行う。

（5）すべての学校への研修成果等の普及

研修や実践推進校等での取組の成果が、確実に授業改善等につながり、県内すべての学校へ普及し、情報が共有される

よう、仕組の改善や充実を図る。

① 実践推進校等での取組成果の普及

授業研究に係る実践推進校等の取組について、公開授業研究会等を通じて周辺の学校に普及する。また、成果が県内全域において共有され実践されるよう、県内4地域において、各学校の研修主任等を対象とした研修会を開催する。さらに、授業研究を中心とした校内研修の活性化に関する取組を学び合うための実践交流会等を実施し、推進校等での取組の成果を広く普及する。

② インターネットを活用した教育情報の提供

さまざまな研修等の取組から得られた成果（学習指導案、学習教材等）や各種教育情報データ等について、各教員がこれらを授業や職務遂行上の課題への対応等に活用しやすくするため、県教育委員会が集約のうえ一元管理し、インターネットを活用して学校に提供する。

③ 研修の効果検証と改善

研修が確実に授業改善等につながるよう、現在実施している研修後の受講者アンケートに加え、研修終了後一定期間が経過した段階で事後アンケートやフォローアンケートを実施し、研修内容の改善等につなげる。

教員の資質の向上に係る今後の進め方について（案）

基本方針及びその考え方

子どもたちの「主体的に学び行動する意欲」を育てるため、教員が「わかる授業」「楽しい授業」を創造するための〈授業力の向上〉を図る。

- 教員の資質の向上について、主に〈授業力の向上〉の観点から、今後のあり方を検討する。
- 県総合教育センター、各課、各市町等教育委員会での教員の資質向上に係る様々な取組について、効果的に行われるよう役割分担や連携を行う。
- 県総合教育センター等での集合研修中心から、学校もしくは学校に近い場所での研修に移行する。

1 現状と課題

- (1) 教員に求められる資質・能力の幅が拡大している。
- (2) 今後10年間に、多数の経験豊かな教員が退職する。
- (3) 学校で時間的な余裕がなくなりつつあり、教員が学校を離れて集合研修を受講することが難しくなっている。
- (4) 職員間で互いの力を高め合う「育てる文化」が薄れている。
- (5) 全国学力・学習状況調査の結果から、本県の研修等の実施に係る現状と課題が明らかとなった。
 - ①授業研究を伴う校内研修の実施回数が多いが、調査結果を利用して具体的な教育指導の改善に生かす取組に課題がある。
 - ②校長が、校内の授業を見て回る回数が少ない。
- (6) 市町等教育委員会と役割分担・連携を行うことにより、効果的な研修を実施する必要がある。
- (7) 新たな方策（教員免許更新講習、教職員育成支援システム(試行)）と連動して資質向上を図る必要がある。

参考資料「教育ビジョン取組内容」との対応
(4) (5) (6)
(2) (5) (6)
(5)
(8)
(7) (8)
(8) (9)
(5)
(1) (9)

2 第1回・第2回部会が出された主な意見

- (1) 組織・管理職関係
 - ・ 校長のマネジメント向上による学校現場の活性化
 - ・ 学校経営品質向上活動の推進、組織が一体となった取組の推進
 - ・ 管理職による適切な支援
 - ・ 経験豊かな教員の大量退職を控えた中堅教員の育成
- (2) 教員個人の資質向上関係
 - ・ 現在の研修のあり方について、「どこで」「誰が」「誰に対して」などの現状を踏まえた見直し
 - ・ 授業研究を通じた力量の向上とそれを教員間で共有する環境の整備
 - ・ 的確な指導力の向上
 - ・ 研修効果を現場で生かすため、PDCAサイクルの確実な運用
 - ・ ゆとりから生まれるチャレンジ精神
 - ・ 児童生徒の目線で考える
 - ・ OJTの推進
 - ・ 社会体験研修の充実
- (3) その他
 - ・ 施策の推進とそれを支える効果的な研修のあり方
 - ・ 免許更新講習の機会を活用した大学との連携の推進



3 見直しの視点

- (1) 学校における「わかる授業」「楽しい授業」を創造する授業力の向上
- (2) 校長によるOJTの活性化・校内研修体制の確立により、学校内でOJTや校内研修が効果的に行われるよう、管理職の資質向上を図る。
- (3) 新学習指導要領に即した授業実践の基礎・基本を身につけるための支援や、指導に不安や課題がある教員に必要な支援を行う。
- (4) 中堅・中核教員を育成する。
- (5) 上記(1)から(4)の取組による成果が県内全ての学校に波及することを旨とする。

《見直しの視点》

- 1 学校における「わかる授業」「楽しい授業」を創造する授業力の向上
- 2 校長によるOJTの活性化・校内研修体制の確立に向けた支援
- 3 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援
- 4 中堅・中核教員の育成
- 5 すべての学校への研修成果の普及

集合型研修中心から、学校での資質の向上

学校における組織的な資質の向上

実践的な授業力向上のための取組

教員一人ひとりの資質の向上に向けた取組

1 学校における「わかる授業」「楽しい授業」を創造する授業力の向上

- ①新学習指導要領に即した授業改善モデル（実効的な指導案・効果的な教材）の開発及び活用促進（小中学校）
教科ごとに新学習指導要領に即した授業改善モデルの開発を行う。学校において、授業改善モデルが有効に活用されるよう、実践推進校等での研究を行う。
- ②指導主事・学力向上アドバイザー・授業改善アドバイザー等の学校訪問体制の充実（小中学校）
学校からの訪問要請に全て応えられるよう体制の充実を図り、新学習指導要領に沿った授業改善が行われるよう支援する。
- ③高等学校教育の特性を踏まえた支援
学校ごとに課題が大きく異なる高等学校教育の特性に応じ、学校を中心に、基礎的・基本的な学力の定着、発展的な学力の育成、職業教育の充実を図る。

授業力向上のための校内体制の確立に向けた取組

2 校長によるOJTの活性化・校内研修体制の確立に向けた支援

- 授業力の向上などの取組が効果的に行われるには、学校の組織力向上を先導する管理職のマネジメント力が不可欠である。管理職に対する支援を充実し、意識の醸成を図る。
- ①授業力の向上を組織的に推進するための新任管理職研修の改善
授業力向上に向け、学校が重点的に取り組むべき課題を把握し、組織的な改善を図る事ができるよう、新任管理職研修のプログラムの見直しを行う。
 - ②授業力向上に向けた校内研修活性化のためのマネジメント研修の実施
校長のマネジメント力の向上を図り、授業力向上に向けた校内研修が活性化されるよう、推進校を指定し校長を対象とした実践的な研修を実施する。
 - ③校長等との面談による的確な育成支援の定着
教職員の能力開発と育成のための「教職員育成支援システム（試行）」での面談の場等を活用し、校長から教員に授業力向上のための研修や自己研鑽に係る意識向上に向けた積極的な助言を行う。

4 中堅・中核教員の育成

- ①教員が参加しやすい教科等研修、今日的教育課題対応研修の実施
総合教育センターで実施している教科等研修、今日的教育課題対応研修について、市町等教育委員会と役割分担や連携を行い、県内各地で実施することにより、教員が参加しやすい環境づくりを行う。また、研修内容について、教育施策との関連や各地域の抱える課題に対応したものとなるよう、精査を行う。
- ②教員免許状更新講習の機会の活用
教員免許状は取得後10年ごとに更新が必要である。この更新講習の機会を活用し、総合的な資質能力・指導力の形成が図られるよう、講習内容の充実について、実施機関である関係大学に働きかけを行う。

- ③校内研修の活性化のための授業研究担当者の育成
校内での授業研究を中心とした研修を企画運営できる人材を育成するため、学校での実践と組み合わせた研修を全ての市町の学校で実施する。
- ④円滑な学校運営体制の確保
学校教育法の改正に伴い設置が可能となった主幹教諭や指導教諭を配置することについて、検討する。

5 すべての学校への研修成果の普及

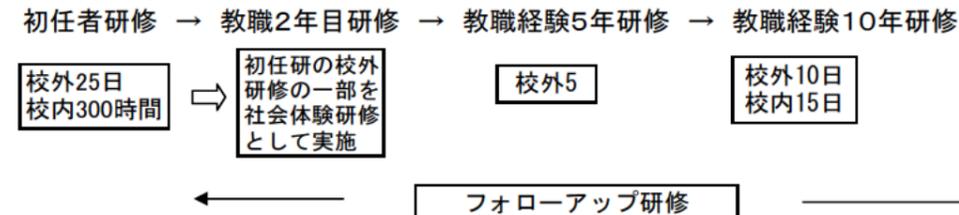
- ①推進校等での取組成果の普及
授業研究に係る推進校等で得られた成果をその周辺の学校に普及するとともに、実践交流会等を実施し、県内の学校へ広く普及する。
- ②インターネットを活用した教育情報の提供
様々な研修等の取組から得られた成果（学習指導案、学習教材など）をインターネットを用いて、学校現場に提供する。
- ③研修の効果検証と改善
研修の成果が確実に授業改善等につながるよう、事後アンケートやフォローアンケートを実施し、研修内容の改善など効果的な支援につなげる。

授業力のベースとなる資質の向上

3 教員一人ひとりが授業実践の基礎・基本を身につけるための支援

- ①初任者研修における学校での実践的な研修の充実
校外での集合研修の日数（25日）を減らし、より学校において実践的な力を育む機会を増やす。また、2年目研修として社会体験研修を実施する。
- ②学校における授業実践研修のより効果的な実施
授業実践研修では、教職経験の異なる教員（初任者、5年・10年経験者）が教科別の研修班を構成し、授業公開及び事後協議を行い相互に学び合う研修を行っている。今後、対象者の課題や要望等を検証し、研修に反映するとともに、授業研究に対する助言を充実し、授業力向上につながる研修となるよう、より効果的に実施する。
- ③指導に不安や課題がある教員に対するフォローアップ研修の実施
経験年数が十分でないなど指導に不安や課題がある教員に対して、学習指導等に係る研修を実施する。（5日間の集合研修・各学期2回程度の所属校における授業実践研修の実施）

《参考》若手教員の育成の流れ



平成24年度三重県教育改革推進会議スケジュールについて

月	時期	全体会議事項	第1部会議事項 「教員の資質の向上」部会	第2部会議事項 「計画策定等」部会
8	上旬	●第2回（8月6日午後） 今年度の審議事項や部会の設置等 について	●第1回（8月6日午後） 「教員の資質の向上」に係る「現 在の取組と成果・課題」について： 事務局からの説明、質疑応答、意見 交換など	●第1回（8月6日午後） 「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」改定について：現計画に係 る現状、課題、修正の方向案の提案 について
	中旬			
	下旬			
9	上旬		●第2回（9月19日午後） 課題についての整理、具体的方策 の提案	
	中旬			
	下旬			
10	上旬			
	中旬			
	下旬			
11	上旬	●第3回（11月19日13時～） 「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定案審議	●第3回（11月19日14時～） 施策の実効性を高める具体的方策 のとりまとめについて	●第2回（11月5日13時半） ①「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定案審議 ②「県立高等学校活性化計画（仮 称）」の審議 ●第3回（11月19日午後） 「県立高等学校活性化計画（仮 称）」の審議
	中旬			
	下旬			
12	上旬			
	中旬			
	下旬			
1	上旬		●第4回（1月9日午前9時～） 「第1部会の審議のまとめ （案）」の審議	
	中旬			
	下旬			
2	上旬	●第4回（2月4日午前9時～） ①「審議のまとめ（案）」 ②「県立高等学校活性化計画（仮 称）」パブリックコメント対応案 ③「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定 ◎三重県教育委員会定例会（15日） で「審議のまとめ」の報告及び「県立 高等学校活性化計画（仮称）」パブリッ クコメント対応案を説明		
	中旬			
	下旬			
3	上旬	◎三重県議会教育警察常任委員会 ・「審議のまとめ」報告 ・「県立高等学校活性化計画（仮 称）」パブリックコメント対応案の説明 ・「県立特別支援学校整備第二次実 施計画」の改定の説明 ◎三重県教育委員会定例会で「県立高 等学校活性化計画（仮称）」最終案を 審議		
	中旬			
	下旬			